

議案第20号

和解について

放射能対策に係る費用の損害賠償請求について、次のとおり和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明

2 事案の概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して市が実施した平成30年3月31日までの放射能対策に要した費用に係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があった。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、和解金として、22,038,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、市が署名（記名）・押印した和解契約書原本を相手方が受領した日の翌日から14日以内に、市が指定する口座に振り込む方法により、和解金を支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 市は、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、相手方に別途請求しない。

令和3年9月6日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案に基づき東京電力ホールディングス株式会社と和解するため提案するものです。